

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 建物・付属設備・車両運搬具・器具備品・・・定額法

② リース資産：所有権移転外ファイナンスリース・・・リース期間定額法

(3) 引当金の計上基準

① 徴収不能引当金・・・債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金・・・支給対象期間基準に基づき計上している。

③ 退職給付引当金・・・退職給与規定に基づき、期末要支給額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、「一般財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会」による退職給付制度に加入している。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）

(2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）

※当法人は拠点区分が1つのため作成を省略している。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

※当法人は拠点区分が1つのため作成を省略している。

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

※当法人は拠点区分が1つのため作成を省略している。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

※当法人では収益事業を行っていないため作成していない。

(6) 百楽荘拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

(7) 百楽荘拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）、事業活動明細書（会計基準別紙4）

「本部」

「特別養護老人ホーム 百楽荘」

「デイサービスセンター 百楽荘」

「居宅介護支援事業所 百楽荘」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	114,361,144	0	0	114,361,144
建物	339,299,532	0	10,216,160	329,083,372
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
合計	463,660,676	0	10,216,160	453,444,516

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)に規定する基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	114,361,144 円
建物（基本財産）	329,083,372 円
合計	443,444,516 円

担保にしている債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	169,540,000 円
合計	169,540,000 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	114,361,144	0	114,361,144
建物（基本財産）	391,207,290	62,123,918	329,083,372

建物付属設備	3,412,500	1,966,125	1,446,375
車両運搬具	5,216,790	5,216,788	2
器具及び備品	19,991,053	16,146,544	3,844,509
リース資産	6,749,640	4,364,880	2,384,760
合 計	540,938,417	89,818,255	451,120,162

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

財務諸表中、間接法により表示しているため本項記載は省略する。

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引内容

理事長の父、●● ●●より長期運営資金として15,100,000円を借入れしている。

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の
状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上